

○国土交通省告示第二百一号

船舶設備規程（昭和九年逡信省令第六号）第三百十一条の二十二第一項第三号の規定に基づき、船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示の一部を改正する告示

船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>附則 (経過措置) 第二条 (略)</p> <p>2 沿海区域を航行区域とする船舶であつて、平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域において遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供するものに備える無線電信等については、新告示の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p>
改正前	<p>附則 (経過措置) 第二条 (略)</p> <p>2 沿海区域を航行区域とする船舶であつて、平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域において海上運送法第二条第四項に規定する旅客定期航路事業又は同法第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業の用に供するもの以外の船舶に備える無線電信等については、新告示の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p>

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行日前に建造契約が結ばれた旅客船（建造契約がない船舶にあつては、施行日前に建造に着手されたもの）であつて令和七年四月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものに備える無線電信等については、この告示による改正後の規定にかかわらず、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までは、なお従前の例によることとする。